

令和 8 年 2 月 19 日

お客様各位

「当座勘定規定」の一部改正について

令和 9 年 3 月末に、手形・小切手が全面的な電子決済サービスに移行されることに伴い、当組合の手形・小切手の発行受付を令和 8 年 6 月 30 日までとしております。

そのため手形・小切手の発行を終了することに先立ち「当座勘定規定」の一部改正を行い小切手の払戻手段の代替として当組合所定の払戻請求書の取扱いを開始させていただきますので、お知らせいたします。

なお、当組合では、手形・小切手に代わる決済方法として「インターネットバンキング」による振込や「でんさいサービス」をご用意しておりますので、現在、手形・小切手をご利用のお客様におかれましては、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご不明点等ございましたら、お取引店舗もしくは渉外担当者にお尋ね下さい。

記

1. 主な改正内容（下線部を追加）

第 7 条(手形、小切手の支払等)

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。

また、払戻しに際して、当組合所定の本人確認書類を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取扱いを行うことはできません。

2. その他変更箇所

「当座勘定規定」の第 12 条（手数料の引落とし）、第 17 条（印鑑照合等）に「払戻請求書」の項目を追加

※「当座勘定規定」一部改正新旧対照表を添付しておりますので参照してください。

3. 「当座勘定規定」の改正日

令和 8 年 2 月 19 日

以上

「当座勘定規定」一部改正新旧対照表

(下線部変更箇所)

改 正 後	現 行
第1条～第6条まで省略 第7条（手形、小切手の支払等） (1)(2)省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。 また、払戻しに際して、当組合所定の本人確認書類を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取扱いを行うことはできません。 第8条以下第11条まで省略 第12条（手数料の引落し） (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略 第13条から第16条まで省略 第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 省略 第18条以下省略	第1条～第6条まで省略 第7条（手形、小切手の支払） (1)(2)省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 追記 第8条以下第11条まで省略 第12条（手数料の引落し） (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略 第13条から第16条まで省略 第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 省略 第18条以下省略